平成２３年（再イ）第２３８号
横浜市緑区三保町1802番地１クレッセント中山ミルフォレスト407号
再生債務者　隈元　則男
１　決議に付する再生計画案　平成23年11月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年12月６日まで
平成23年11月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第４８号
静岡県御殿場市中山740番地の９　ボナールオザワ202
再生債務者　臼井太刀彦
１　決議に付する再生計画案　平成23年11月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年12月６日まで
平成23年11月22日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（再イ）第５２号
静岡県沼津市柳沢216番地の４
再生債務者　冨田　春好
１　決議に付する再生計画案　平成23年11月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成23年12月６日まで
平成23年11月22日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第９４７号
福岡市中央区輝国２丁目２番20―301号
再生債務者　辻　　史織
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年12月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年11月14日
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（再イ）第３５０号
埼玉県加須市礼羽580番地、認可決定時の住所埼玉県鴻巣市大間３丁目16番２号
再生債務者　清水　勝美
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年１月18日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年11月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第９号
鹿児島市田上６丁目29番19号
再生債務者　外山　幸雄
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年11月21日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２３年（再イ）第２２号
大分市大字三芳1207番地の４
再生債務者　甲斐　裕二
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年11月22日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１７号
千葉県八千代市八千代台北５丁目３番地７ハイホーム八千代台503号
再生債務者　藤代　友美
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月26日から平成24年１月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第４号
岡山県倉敷市中島438番地６
再生債務者　尾上　知子
１　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月27日から平成24年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

平成２３年（再ロ）第５号
愛媛県松山市石風呂町379番地
再生債務者　矢野　宏樹
１　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月20日から平成23年12月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第８号
大分市大字千歳379番地の１
再生債務者　豊田　恭一
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月11日から平成24年１月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（再ロ）第１０１１５号
埼玉県新座市野火止４―19―11―804
再生債務者　阿部　哲哉
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月19日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月４日から平成24年１月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第８４号
大阪市淀川区東三国１丁目13番15号
再生債務者　佐竹　豊喜
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月22日から平成24年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第８号
広島市安佐南区八木３丁目41番37号
再生債務者　戸川　睦子
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月26日から平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１００８０号
東京都大田区羽田６―６―１―701
再生債務者　小川　俊夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月11日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年12月５日まで
平成23年11月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１７号
神戸市東灘区北青木４丁目22番17―307号
再生債務者　山岸　　直
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年12月12日まで
平成23年11月21日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第３号
大阪府泉南市信達市場1088番地の12
再生債務者　福林　　淳
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年12月20日まで
平成23年11月22日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第４号
愛媛県松山市枝松６丁目４番10号　枝松パークホームズ201号
再生債務者　関谷　　智
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年12月20日まで
平成23年11月22日　　松山地方裁判所民事部